

教職員・研修資料「いきいき運動部活動（4訂版）」策定について

1 改訂の趣旨

本県では望ましい運動部活動の在り方を示すため、これまでから「いきいき運動部活動」を作成し、その推進を図ってきました。

このたび、平成30年3月にスポーツ庁から、新たに「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示されたこと等を踏まえ、生徒の健康管理と教職員の負担軽減を図るため、本県の「運動部活動の在り方に関する方針」として、「いきいき運動部活動」を改訂して県方針とします。中学校・高等学校においては、本改訂版に則り、平成30年10月より取り組むこととします。

なお、市町組合教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、スポーツ庁ガイドラインに則り、本改訂版を参考に、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定することになっています。

2 改訂の主なポイント

生徒がいきいきと運動部活動に取り組めるよう、これからの運動部活動に携わる関係者が理解・実践すべき重要な事項について、新たに改定や追加を行いました。

- (1) 「Ⅰ ゆとりある生活の確保」の「1 適切な休養日等の設定<ノ一部活デーの取組>」において、休養日設定及び1日の活動時間について、新たな基準を設定。
- (2) 「Ⅲ 楽しく安全な運動部活動」において、熱中症への対策を含む事故防止や安全対策を明記。
- (3) 「Ⅴ 持続可能な運動部活動にむけて」において、県教育委員会と市町組合教育委員会のそれぞれでの役割分担を明確にし、新たに追加。

「いきいき運動部活動（4訂版）」（↓をクリックしてください）

<http://www.hyogo-c.ed.jp/~taiiku-bo/gakkkoutaiikukakari/unndoubukatudou/ikiiki4teiban.pdf>